

一抜け方式の拡大について

(佐久市建設工事請負人等選定基準の一部改正について)

一抜け方式を採用することができる条件を追加し、受注機会の均等化を図ります。

- 1 建設工事において、次の場合は、一抜け方式を採用することができるものとします。

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第3条に規定する建設工事の内、土木一式工事及び舗装工事において、同一日に入札公告を行い、入札参加業者が重複する場合。

- 2 一抜け方式の取扱いについて

- (1) 一抜け方式の対象工事のうち、先行順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位の入札は執行します。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (3) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

- 3 適用期日

平成30年6月1日以後の、入札公告に係る入札案件から適用する。